



はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

5 拠点施設の整備方針

6 【参考資料】自転車通行空間の運用

■大洗・ひたち海浜シーサイドルート（ガイドライン適用区間）

No	路線名	起 点	終 点	延長(km)	道路管理者	整備形態
37	日立市道	日立市旭町 1	日立市旭町 2	0.5	日立市	車道混在
38	国道 245 号	日立市旭町 2	日立市留町	12.8	茨城県	車道混在
39	国道 245 号	日立市留町	ひたちなか市馬渡	10.0	茨城県	車道混在
40	ひたちなか市道	ひたちなか市馬渡	ひたちなか市新光町	0.8	ひたちなか市	車道混在
41	常陸海浜公園線	ひたちなか市新光町	ひたちなか市阿字ヶ浦町	2.4	茨城県	車道混在
42	ひたちなか市道	ひたちなか市阿字ヶ浦町	ひたちなか市磯崎町	1.4	ひたちなか市	車道混在
43	磯崎港線	ひたちなか市磯崎町	ひたちなか市磯崎町	0.4	茨城県	車道混在
44	水戸那珂湊線	ひたちなか市磯崎町	ひたちなか市湊本町	6.5	茨城県	車道混在 自転車道
45	那珂湊大洗線	ひたちなか市湊本町	大洗町磯浜町新町	1.1	茨城県	車道混在
46	那珂湊大洗線	大洗町磯浜町新町	大洗町磯浜町明神町	2.4	茨城県	車道混在
47	水戸鉾田佐原線	大洗町磯浜町明神町	大洗町大貫町	2.0	茨城県	車道混在
48	長岡大洗線	大洗町大貫町	茨城町下石崎	8.7	茨城県	車道混在
49	茨城大洗自転車道線	茨城町下石崎	茨城町長岡	9.4	茨城県	車道混在 自転車道
50	茨城鹿島線	茨城町長岡	茨城町長岡	0.1	茨城県	車道混在
51	長岡水戸線	茨城町長岡	茨城町長岡	1.2	茨城県	車道混在
52	塩ヶ崎茨城線	茨城町長岡	茨城町長岡	0.6	茨城県	車道混在
53	水戸神栖線	茨城町長岡	水戸市米沢町	5.7	茨城県	車道混在
54	水戸市道	水戸市米沢町	水戸市梅香 1	3.9	水戸市	車道混在
55	水戸市道	水戸市梅香 1	水戸市宮町 2	0.2	水戸市	車道混在
56	水戸神栖線	水戸市宮町 2	水戸市三の丸 1	0.4	茨城県	車道混在
57	国道 51 号	水戸市三の丸 1	水戸市三の丸 1	0.1	国	車道混在
58	市毛水戸線	水戸市三の丸 1	ひたちなか市枝川	2.6	茨城県	車道混在
59	水戸勝田那珂湊線	ひたちなか市枝川	ひたちなか市勝倉	1.2	茨城県	車道混在
60	ひたちなか市道	ひたちなか市勝倉	ひたちなか市勝田本町	1.8	ひたちなか市	車道混在
61	勝田停車場線	ひたちなか市勝田本町	ひたちなか市勝田中央	0.5	茨城県	車道混在
62	ひたちなか市道	ひたちなか市勝田中央	ひたちなか市馬渡	5.0	ひたちなか市	車道混在
63	大和田羽生線	小美玉市外之内	鉾田市大和田	5.9	茨城県	車道混在
64	水戸神栖線	鉾田市大和田	茨城町海老沢	7.6	茨城県	車道混在
	県管理道路			81.5		
	その他道路			13.7		
計				95.2		





はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

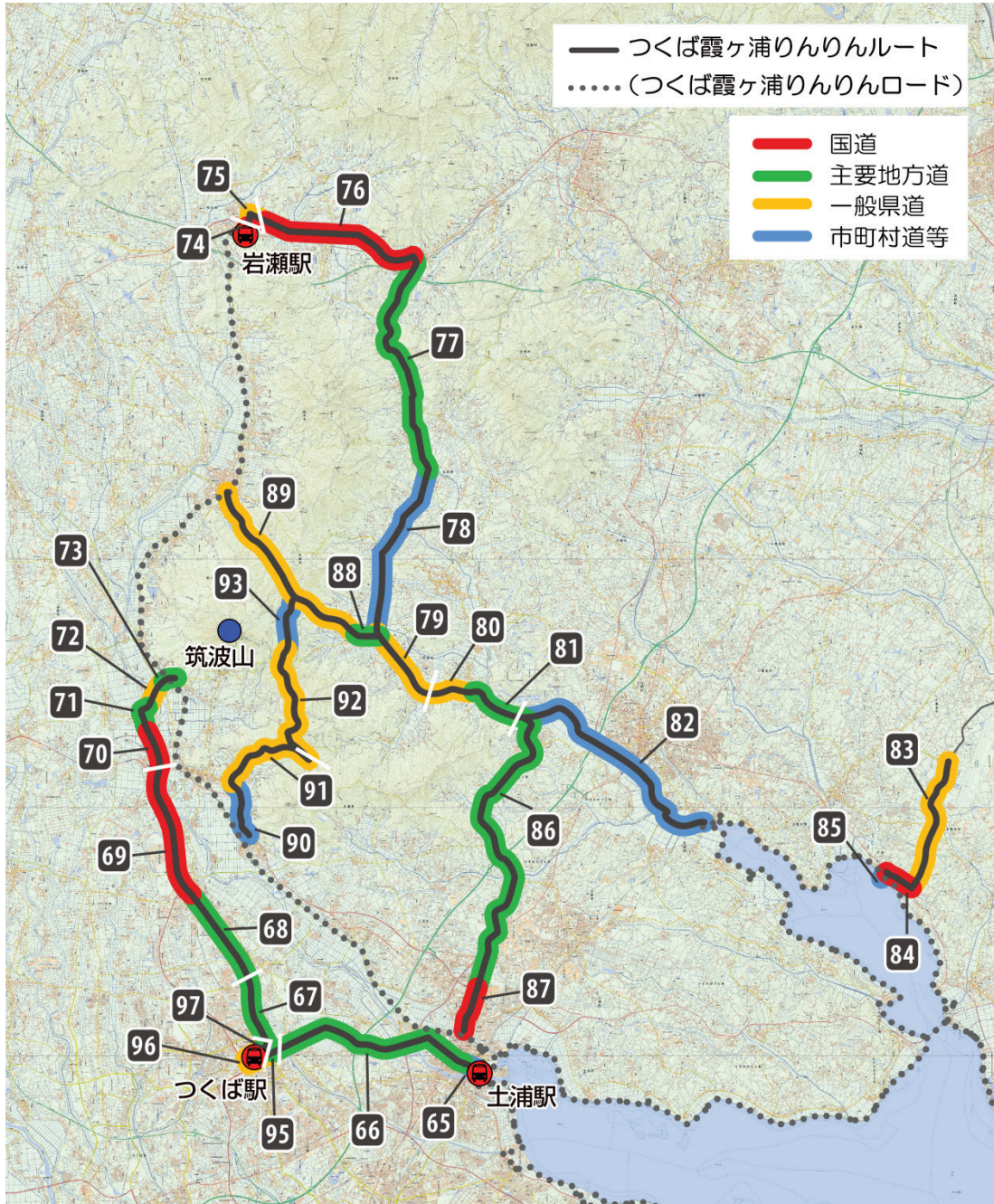
4 案内標識と注意喚起標識の整備

5 拠点施設の整備方針

6 【参考資料】自転車通行空間の運用

■つくば霞ヶ浦りんりんルート（ガイドライン適用区間）

No	路線名	起 点	終 点	延長(km)	道路管理者	整備形態
65	土浦市道	土浦市桜町 1	土浦市桜町 1	0.2	土浦市	車道混在
66	土浦境線	土浦市桜町 1	つくば市吾妻 4	8.9	茨城県	車道混在
67	土浦境線	つくば市吾妻 4	つくば市天久保 3	2.8	茨城県	車道混在
68	土浦つくば線	つくば市天久保 3	つくば市大曾根	4.0	茨城県	車道混在
69	国道 408 号	つくば市大曾根	つくば市田中	4.8	茨城県	車道混在
70	国道 125 号	つくば市田中	つくば市池田	1.3	茨城県	車道混在
71	筑西つくば線	つくば市池田	つくば市中菅間	0.8	茨城県	車道混在
72	沼田下妻線	つくば市中菅間	つくば市国松	1.5	茨城県	車道混在
73	笠間つくば線	つくば市国松	つくば市沼田	0.8	茨城県	車道混在
74	桜川市道	桜川市犬田	桜川市岩瀬	0.3	桜川市	車道混在
75	岩瀬停車場線	桜川市岩瀬	桜川市明日香	0.5	茨城県	車道混在
76	国道 50 号	桜川市明日香	笠間市福原	6.6	国	車道混在
77	土浦笠間線	笠間市福原	石岡市宇治会	9.0	茨城県	車道混在
78	石岡市道 (フルーツライン)	石岡市宇治会	石岡市小幡	6.9	石岡市	車道混在
79	月岡真壁線	石岡市小幡	石岡市月岡	2.2	茨城県	車道混在
80	石岡つくば線	石岡市月岡	石岡市半田	2.3	茨城県	車道混在
81	土浦笠間線	石岡市半田	石岡市半田	2.0	茨城県	車道混在
82	恋瀬川 サイクリングコース	石岡市半田	石岡市高浜	9.3	石岡市	車道混在
83	大和田羽生線	小美玉市外之内	行方市羽生	5.0	茨城県	車道混在
84	国道 355 号	行方市羽生	行方市羽生	1.0	茨城県	車道混在
85	行方市道	行方市羽生	行方市羽生	0.2	行方市	車道混在
86	土浦笠間線	石岡市半田	土浦市若松町	11.3	茨城県	車道混在
87	国道 125 号	土浦市若松町	土浦市真鍋	1.7	茨城県	車道混在
88	笠間つくば線	石岡市小幡	石岡市小幡	0.9	茨城県	車道混在
89	月岡真壁線	石岡市小幡	桜川市真壁町田	8.0	茨城県	車道混在
90	つくば市道	つくば市小田	つくば市北条	2.0	つくば市	車道混在
91	石岡つくば線	つくば市北条	つくば市平沢	4.6	茨城県	車道混在
92	筑波公園永井線	つくば市平沢	つくば市筑波	6.8	茨城県	車道混在
93	石岡市道	石岡市小幡	石岡市仏生寺	3.5	石岡市	車道混在
94	潮来佐原線	潮来市延方	潮来市前川	1.9	茨城県	車道混在
95	花室牛久線	つくば市竹園 3	つくば市竹園 1	0.7	茨城県	車道混在
96	つくば市道	つくば市竹園 1	つくば市吾妻 2	0.4	つくば市	車道混在
97	土浦境線	つくば市吾妻 2	つくば市吾妻 4	0.7	茨城県	車道混在
	県管理道路			83.5		
	その他道路			29.4		
計				112.9		



はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

5 拠点施設の整備方針

6 【参考資料】 自転車通行空間の運用

1-3 ガイドラインの方針

(1) 基本方針

前述した目的を踏まえ、利用者の満足度を意識した整備を実現するために、以下の方針に基づき整備を進める。

1. 趣旨と使い方を明示したハード整備の基準となる指針の整理
2. 関係自治体・民間等が共有できる基本方針の設定
3. 統一的なデザインによるサイクリング環境の価値向上
4. 利用者の満足度を高めるための拠点施設の充実

サイクリング環境の整備にあたっては、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年 7 月策定、令和 6 年 6 月改定）」を踏まえるとともに、「案内標識等の整備」と「拠点施設の整備」については、先行して策定された「水郷筑波サイクリング環境整備事業 自転車走行環境ガイドライン（平成 28 年 10 月）」を踏まえつつ、利用者の満足度を意識して、以下の方針に基づき、取組を実施する。

■自転車通行環境の整備に関すること

- ・ 広域サイクリングを対象とした、セグメント（レベル）に合った多彩なサイクルコースの整備推進
- ・ モデルルート（幹線コース）に位置付けるための自転車利用環境の整備や危険箇所対策の推進

■案内標識等の整備に関すること

- ・ ビギナーや当県を初めて訪れたサイクリストであっても、安全に安心してサイクリングを楽しむことができるよう、コース案内や注意喚起のための案内標識等の充実に取り組む
- ・ 案内標識等については、外国人も含めたすべての人に伝わるよう、多言語化やルールがひと目で分かるユニバーサルデザインへの対応に取り組む

■拠点施設の整備に関すること

- ・ 安心してサイクリングを楽しんでもらうため、一定規模の駐車場を有した施設や鉄道駅等の拠点施設を中心として、サイクリストのニーズを満たす高い水準の機能を持つ施設を整備する
- ・ 既存施設の機能充実を図るとともに、理想的な間隔となるように拠点施設を配置する



(2) 段階整備の考え方

「誰もが多様にサイクリングを楽しむことができる、日本一のサイクリング環境の構築」を実現するためには、効果的なものから先行的に着手し、着実に整備を進めて行くことが重要となる。

そこで、サイクリング環境の構築にあたり、整備の熟度を示すレベルを定め、段階的に整備を行っていくものとする。

●レベル1：わかりやすくしっかりした道案内

- ・ 利用者がコースを迷わずにサイクリングを楽しむことができるように、コース案内標識等を設置する。



●レベル2：安全で快適に通行できる環境づくり

- ・ 利用者の安全性を確保するために、正しい通行位置の案内・危険個所での注意喚起の警戒・指示標識等を設置する。
- ・ 利用者が快適にサイクリングを楽しむために、観光・拠点施設への案内標識等を設置する。



●レベル3：日本一のサイクリング環境を目指した整備

- ・ サイクリングコースのさらなる充実を図るために、案内・指示・警戒に関する全ての標識等の整備を進める。

(3) 維持管理の考え方

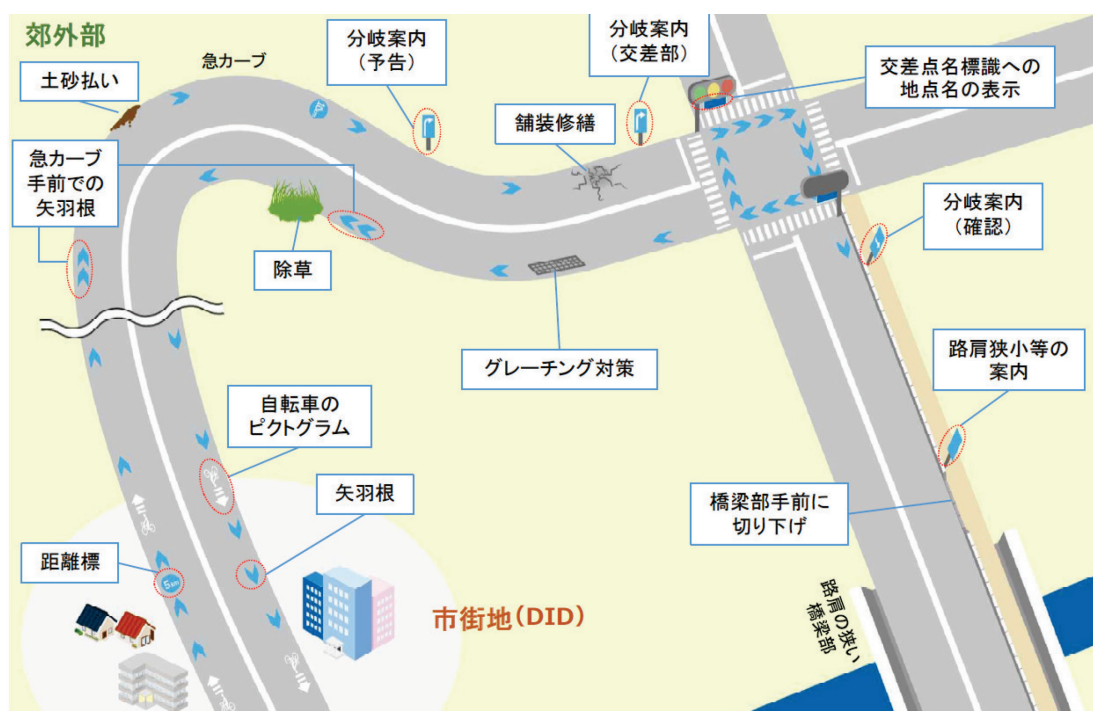
維持管理については、維持管理台帳による管理の一元化を図るとともに、職員等による巡視を定期的に行い、自転車走行環境の保全維持に努めることとする。

1-4 ガイドラインの対象とする 利用環境整備のイメージ

(1) 利用環境整備の基本的考え方

広域のサイクリングを対象としたネットワーク路線における自転車利用環境の充実、危険箇所対策を推進する。

項目	実施内容
既設道路における整備	自転車利用環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 矢羽根と路面標示の整備 ● 標識の整備 など
	危険箇所対策 <p>【危険箇所の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所（急カーブ、急勾配）における標識・路面標示の整備 ・ グレーチング等対策 ・ 橋梁部やトンネルにおける安全対策 <p>【維持管理レベルの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草、土砂払い ・ 舗装修繕
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ルートマップ（携帯用）など その他、実施施策・措置と連携を図る



出典「いばらき自転車活用推進計画」(第2次)